

# 新 旧 対 照 表

新	旧
<p style="text-align: center;">用地調査等共通仕様書（案）</p>	<p style="text-align: center;">用地調査等共通仕様書</p>
<p style="text-align: center;">目 次</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p>
<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>
<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p>
<p>第1条～第2条 (23) (省略)</p>	<p>第1条～第2条 (23) (省略)</p>
<p>(24) <u>「成果物の点検・調製確認」とは、点検しようとする調査書等について、仕様書等、基準・基準細則（以下「基準等」という。）に適合しているか点検し、不整合がある場合にはその旨を指摘し、指摘したものが適正に調製されているかを確認するものとする。</u></p>	<p>(24) <u>「精度監理」とは、権利者に対し適正かつ公平な補償を実現するために、基準・基準細則（以下「基準等」という。）への適合性、補償の妥当性等について、発注者が受注者とは別に第三者の判断を得ることをいう。</u></p>
<p>第3条～第7条 (省略)</p>	<p>第3条～第7条 (省略)</p>
<p style="text-align: center;"><b>第2章 用地調査等業務の基本的処理方針</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第2章 用地調査等業務の基本的処理方針</b></p>
<p><b>第1節 用地調査等業務の実施手続</b></p>	<p><b>第1節 用地調査等業務の実施手続</b></p>
<p>第8条～第9条 (省略)</p>	<p>第8条～第9条 (省略)</p>
<p>(提出書類)</p>	<p>(提出書類)</p>
<p>第10条 受注者は、別記1提出書類一覧表に掲げる書類を提出期日までに発注者に提出しなければならない。</p> <p>2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。</p>	<p>第10条 受注者は、別記1提出書類一覧表に掲げる書類を提出期日までに発注者に提出しなければならない。</p> <p>2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。</p>

- 3 受注者は、契約時又は変更時において契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、契約・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けた上で、契約時は契約締結後15日（休日等を除く。）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く。）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く。）以内に、訂正時は適宜、 \_\_\_\_\_登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、作業計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとし、受注者が設計共同体である場合は、構成員ごとに8名までとする。）。
- 4 受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される補償関係コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックした上で「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けること。
- 5 前2項において、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督職員にメール送信される。 なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く。）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。
- 6 前3項において、受注者は本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても同様に、テクリスから発注者に送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請 \_\_\_\_\_しなければならない。

第11条～第21条 (省略)

(成果物)

- 第22条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たり、業務区分に基づき、必要な成果物を業務完了通知書とともに提出し、検査を受けるものとする。
- 2 前項の成果物は、別記2成果物一覧表によるものとする。
- 3 成果物は、第6章から第11章に係るものについては所有者ごとに、その他のものについては別記2成果物一覧表に定めるものを除き種類別に編集し、表紙（様

- 3 受注者は、契約時又は変更時において契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、契約・変更・完了 \_\_\_\_\_時に業務実績情報として \_\_\_\_\_「登録のための確認のお願い」を作成し、 \_\_\_\_\_書面により監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、作業計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとし、受注者が設計共同体である場合は、構成員ごとに8名までとする。）。
- 4 受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される補償関係コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けること。
- 5 前2項において、受注者は登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。 ただし、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く。）に満たない場合は、変更時の提出 \_\_\_\_\_を省略できるものとする。
- 6 前3項において、受注者は本業務の完了後において訂正又は削除する場合においては、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出 \_\_\_\_\_しなければならない。

第11条～第21条 (省略)

(成果物)

- 第22条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たり、業務区分に基づき、必要な成果物を業務完了通知書とともに提出し、検査を受けるものとする。
- 2 前項の成果物は、別記2成果物一覧表によるものとする。
- 3 成果物は、第6章から第11章に係るものについては所有者ごとに、その他のものについては別記2成果物一覧表に定めるものを除き種類別に編集し、表紙（様

式第1号)に年度、箇所(地区)名、業務の名称、発注書の名称及び受注者の名称等を記載するとともに、目次を付したうえで、容易に取り外すことが可能な方法により作成するものとする。ただし、綴る用紙が少ない場合は、複数の成果物を合わせて作成することができるものとする。

- 4 受注者は、愛媛県土木設計業務等の電子納品要領(以下「電子納品要領」という。)に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R)で2部と簡易製本した紙媒体の成果物を提出するものとし、紙媒体は、原則として両面コピーとする。

なお、電子媒体については、納品後3年以内に劣化等による不良箇所が発生した場合、無償で再納品を行わなければならない。

- 5 「電子納品要領」で特に記載のない項目については、監督員と協議のうえ、決定するものとする。

6 受注者は、成果物の作成に当たり使用した調査表等の原簿を契約書第53条に定める契約不適合責任期間保管し、監督職員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。

第23条～第24条 (省略)

(条件変更等)

第25条 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第30条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。

- 2 監督員が、受注者に対して契約書第18条、第19条及び第21条の規定に基づく設計書の変更は又は訂正の指示を行う場合は、指示、承諾又は協議書(別記様式第3号)によるものとする。

第26条～第31条 (省略)

(成果物の点検・調製確認対象業務の対応)

第32条 受注者は、成果物の点検・調製確認業務に必要な資料の内容等について、監督員から質問等があったときは、必要な資料等を示し、これに答えるものとする。

式第1号)に年度、箇所(地区)名、業務の名称、発注書の名称及び受注者の名称等を記載するとともに、目次を付したうえで、容易に取り外すことが可能な方法により作成するものとする。ただし、綴る用紙が少ない場合は、複数の成果物を合わせて作成することができるものとする。

- 4 受注者は、愛媛県土木設計業務等の電子納品要領(以下「電子納品要領」という。)に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R)で2部と簡易製本した紙媒体の成果物を提出するものとし、紙媒体は、原則として両面コピーとする。

なお、電子媒体については、納品後3年以内に劣化等による不良箇所が発生した場合、無償で再納品を行わなければならない。

- 5 「電子納品要領」で特に記載のない項目については、監督員と協議のうえ、決定するものとする。

第23条～第24条 (省略)

(条件変更等)

第25条 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第29条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。

- 2 監督員が、受注者に対して契約書第18条、第19条及び第21条の規定に基づく設計書の変更は又は訂正の指示を行う場合は、指示、承諾又は協議書(別記様式第3号)によるものとする。

第26条～第31条 (省略)

(精度監理対象業務の対応)

第32条 受注者は、制度監理業務に必要な資料の内容等について、監督員から質問等があったときは、必要な資料等を示し、これに答えるものとする。

- 2 受注者は、成果物の点検・調製確認業務に必要な資料の内容等について、監督員から再検討又は修補の指示があったときは、速やかに、これに応ずるものとする。
- 3 受注者は、前項の修補の指示項目以外の項目についても、これに類する項目があると認めるときは、これを修補するものとする。

第33条～第39条 (省略)

## 第2節 数量等の処理

第40条～第41条 (省略)

(建物等の計測)

- 第42条 建物及び工作物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）とする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。
- 2 建物の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。
  - 3 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。
  - 4 立竹木の計測単位は、次の各号によるものとする。
    - (1) 幹周、胸高直径は、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。
    - (2) 樹高、幹高、葉張、葉長点高及び玉周はメートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）とする。ただし、庭木等のうち株物  、玉物  、生垣及び特殊樹についてはセンチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。
  - 5 地被類、芝類、ツル性類及び竹林が植え込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）とする。

第3章～第5章 (省略)

- 2 受注者は、精度監理業務に必要な資料の内容等について、監督員から再検討又は修補の指示があったときは、速やかに、これに応ずるものとする。
- 3 受注者は、前項の修補の指示項目以外の項目についても、これに類する項目があると認めるときは、これを修補するものとする。

第33条～第39条 (省略)

## 第2節 数量等の処理

第40条～第41条 (省略)

(建物等の計測)

- 第42条 建物及び工作物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）とする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。
- 2 建物の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。
  - 3 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。
  - 4 立竹木の計測単位は、次の各号によるものとする。
    - (1) 幹周、胸高直径は、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。
    - (2) 樹高、幹高、葉張、葉長点高及び玉周はメートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）とする。ただし、庭木等のうち株物類、玉物類、生垣及び特殊樹についてはセンチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。
  - 5 地被類、芝類、ツル性類及び竹林が植え込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）とする。

第3章～第5章 (省略)

## 第6章 建物等の調査

### 第1節 調査

第77条～第88条 (省略)

### 第2節 調査書等の作成

(建物等の配置図の作成)

第89条 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。

- (1) 建物等の所有者（同族法人及び親子を含む。）を単位として作成する。
- (2) 縮尺は、原則として、次の区分による。
  - イ 建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木  
100分の1又は200分の1
  - ロ 庭園、墳墓、庭木等  
50分の1又は100分の1
- (3) 用紙は、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条により制定された日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）A列3番を用いる。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、日本産業規格A列2番によることができる（以下この節において同じ。）。
- (4) 敷地境界線及び方位を明確に記入する。方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし図面右上部に記入する。
- (5) 土地の取得等の予定線を赤色の実線で記入する。
- (6) 建物、工作物及び立竹木の位置等を記入し、建物、工作物及び立竹木ごとに番号を付す。ただし、工作物及び立竹木が多数存する場合には、これらの配置図を別に作成することができる。
- (7) 図面中に次の事項を記入する。
  - イ 敷地面積
  - ロ 用途地域
  - ハ 建ぺい率
  - ニ 容積率

## 第6章 建物等の調査

### 第1節 調査

第77条～第88条 (省略)

### 第2節 調査書等の作成

(建物等の配置図の作成)

第89条 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。

- (1) 建物等の所有者（同族法人及び親子を含む。）を単位として作成する。
- (2) 縮尺は、原則として、次の区分による。
  - イ 建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木  
100分の1又は200分の1
  - ロ 庭園、墳墓、庭木等  
50分の1又は100分の1
- (3) 用紙は、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条により制定された日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）A列3番を用いる。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、工業規格A列2番によることができる（以下この節において同じ。）。
- (4) 敷地境界線及び方位を明確に記入する。方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし図面右上部に記入する。
- (5) 土地の取得等の予定線を赤色の実線で記入する。
- (6) 建物、工作物及び立竹木の位置等を記入し、建物、工作物及び立竹木ごとに番号を付す。ただし、工作物及び立竹木が多数存する場合には、これらの配置図を別に作成することができる。
- (7) 図面中に次の事項を記入する。
  - イ 敷地面積
  - ロ 用途地域
  - ハ 建ぺい率
  - ニ 容積率

ホ 建築年月  
ヘ 構造概要  
ト 床面積（用途階層別の床面積及び建物延べ床面積）  
チ 建築面積（建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める建築面積をいう。）

第90条～第111条 （省略）

第7章 （省略）

第8章 消費税等調査

第118条 （省略）

（調査）

第119条 土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。

なお、次に掲げる資料のうち「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」等の1つの資料により判定が可能であるときは、それ以外の資料を調査する必要はないものとする。

- (1) 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
- (2) 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
- (3) 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」
- (4) 消費税簡易課税制度選択届出書
- (5) 消費税簡易課税制度選択不適用届出書
- (6) 消費税課税事業者選択届出書
- (7) 消費税課税事業者選択不適用届出書
- (8) 消費税課税事業者届出書
- (9) 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書
- (10) 法人設立届出書
- (11) 個人事業の開廃業等届出書

ホ 建築年月  
ヘ 構造概要  
ト 床面積（用途階層別の床面積及び建物延べ床面積）  
チ 建築面積（建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める建築面積をいう。）

第90条～第111条 （省略）

第7章 （省略）

第8章 消費税等調査

第118条 （省略）

（調査）

第119条 土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。

なお、次に掲げる資料のうち「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」等の1つの資料により判定が可能であるときは、それ以外の資料を調査する必要はないものとする。

- (1) 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
- (2) 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
- (3) 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」
- (4) 消費税簡易課税制度選択届出書
- (5) 消費税簡易課税制度選択不適用届出書
- (6) 消費税課税事業者選択届出書
- (7) 消費税課税事業者選択不適用届出書
- (8) 消費税課税事業者届出書
- (9) 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書
- (10) 法人設立届出書
- (11) 個人事業の開廃業等届出書

- (12) 消費税の新設法人に該当する旨の届出書
- (13) 消費税課税事業者届出書（特定期間用）
- (14) 特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書（控）、源泉徴収簿等）
- (15) 特定新規設立法人に該当する旨の届出書
- (16) 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書
- (17) その他の資料

2 受注者は、前項に掲げる資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、速やかに、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

（補償の要否の判定等）

第120条 消費税等に関する調査書は、前条の調査結果を基に作成するものとする。

2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー（「公共事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」（令和元年10月15日付け元用第149号土木部長通知）別添一5参考）により補償の要否を判定（課税売上割合の算定も含む。）するものとし、消費税等調査表（様式第95号）を用いて作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適當又は困難と認めるときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。

## 第9章～第10章 （省略）

### 第11章 再算定業務

第137条 （省略）

（再算定の方法）

第138条 建物等補償額の再算定は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、従前の                    補償額の算定方法により行うものとする。

- (1) 補償額の算定項目、算定方法等に係る基準等又は調査算定要領等が改正されている場合には、改正後の基準等により算定する。

- (12) 消費税の新設法人に該当する旨の届出書
- (13) 消費税課税事業者届出書（特定期間用）
- (14) 特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書（控）、源泉徴収簿等）
- (15) 特定新規設立法人に該当する旨の届出書
- (16) その他の資料

2 受注者は、前項に掲げる資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、速やかに、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

（補償の要否の判定等）

第120条 消費税等に関する調査書は、前条の調査結果を基に作成するものとする。

2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー（「公共事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」（平成26年7月4日付け26用第66号土木部管理局用地課長通知）別添一5参考）により補償の要否を判定（課税売上割合の算定も含む。）するものとし、消費税等調査表（様式第95号）を用いて作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適當又は困難と認めるときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。

## 第9章～第10章 （省略）

### 第11章 再算定業務

第137条 （省略）

（再算定の方法）

第138条 建物等補償額の再算定は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、従前の移転工法及び補償額の算定方法により行うものとする。

- (1) 補償額の算定項目、算定方法等に係る基準等又は調査算定要領等が改正されている場合には、改正後の基準等により算定する。

(2) 再調査の結果が現調査の内容と異なる場合は、再調査の結果に基づき補償額を算定する。

この場合における移転工法は、監督員の指示による。

第12章～第15章 (省略)

第16章 第16章 土地調書等                    の作成

第17章 (省略)

別記1

### 提出書類一覧表

1～3 (省略)

別記様式第1号 貸与品等引渡通知書  
(様式省略)

注 1 貸与品等の支給又は貸与の区分を備考欄に記入する。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

別記様式第2-1号 (省略)

別記様式第2-2号 有資格者通知書  
(様式省略)

注 1 業務内容は、別途監督員の指示により記載すること。  
2 資格の内容を証する資格証等の写し等を添付すること。  
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

---

(2) 再調査の結果が現調査の内容と異なる場合は、再調査の結果に基づき補償額を算定する。

この場合における移転工法は、監督員の指示による。

第12章～第15章 (省略)

第16章 第16章 土地調書及び物件調書の作成

第17章 (省略)

別記1

### 提出書類一覧表

1～3 (省略)

別記様式第1号 貸与品等引渡通知書  
(様式省略)

注 1 貸与品等の支給又は貸与の区分を備考欄に記入する。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

別記様式第2-1号 (省略)

別記様式第2-2号 有資格者通知書  
(様式省略)

注 1 業務内容は、別途監督員の指示により記載すること。  
2 精度監理業務は提出を要しないものとする。  
3 資格の内容を証する資格証等の写し等を添付すること。  
4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。



別記様式第2-3号 担当技術者について（届出）  
（様式省略）

- 注 1 不要の文字は、抹消すること。  
2 名称は「補償コンサルタント登録規程」（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第2条に定める登録部門を記載する。  
3 担当技術者の変更を届出する場合は、新、旧担当技術者をそれぞれ記載し、備考欄には「新」、「旧」と記載すること。  
4 別紙「担当技術者経歴書」を添付して提出すること。

別記様式第3号 指示、承諾又は協議書  
（様式省略）

- （注） 1 「検印」及び「上司からの命令、指示等」欄を除き、1部を受注者に送付すること。  
2 受注者が完成届を提出したときは、本書を関連の書類に添付のこと。  
3 「検印」欄は、適宜補正して使用すること。  
4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

別記様式第4号 貸与品等受領書  
（様式省略）

- 注 1 貸与品等の支給又は貸与の区分を備考欄に記入する。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

別記様式第5号 貸与品等精算書  
（様式省略）

- 注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

別記様式第2-3号 担当技術者について（届出）  
（様式省略）

- 注 1 不要の文字は、抹消すること。  
2 名称は「補償コンサルタント登録規程」（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第2条に定める登録部門を記載する。  
3 精度監理業務は提出を要しないものとする。  
4 担当技術者の変更を届出する場合は、新、旧担当技術者をそれぞれ記載し、備考欄には「新」、「旧」と記載すること。

- 5 別紙「担当技術者経歴書」を添付して提出すること。

別記様式第3号 指示、承諾又は協議書  
（様式省略）

- （注） 1 「検印」及び「上司からの命令、指示等」欄を除き、1部を受注者に送付すること。  
2 受注者が完成届を提出したときは、本書を関連の書類に添付のこと。  
3 「検印」欄は、適宜補正して使用すること。  
4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

別記様式第4号 貸与品等受領書  
（様式省略）

- 注 1 貸与品等の支給又は貸与の区分を備考欄に記入する。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

別記様式第5号 貸与品等精算書  
（様式省略）

- 注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

別記様式第6号 貸与品等返納書  
(様式省略)

- 注 1 貸与品等の支給又は貸与の区分を備考欄に記入する。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

別記様式第7号 障害物伐除報告書  
(様式省略)

- (備考) 1 別紙調査表は、様式第 66-1 号の立材木調査表等に準じて作成するものとする。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

別記様式第8号 身分証明書交付申請書  
(様式省略)

- 注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

別記様式第9号 用地調査等業務日報  
(様式省略)

- 注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

別記様式第10号 工程表  
(様式省略)

- 注 1 業務内容により、日別の工程を要する場合は、日別に作成する。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判横とする。

別記様式第11号 業務完了報告書  
(様式省略)

別記様式第6号 貸与品等返納書  
(様式省略)

- 注 1 貸与品等の支給又は貸与の区分を備考欄に記入する。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判縦とする。

別記様式第7号 障害物伐除報告書  
(様式省略)

- (備考) 1 別紙調査表は、様式第 66 号の立材木調査表等に準じて作成するものとする。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判縦とする。

別記様式第8号 身分証明書交付申請書  
(様式省略)

- 注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

別記様式第9号 用地調査等業務日報  
(様式省略)

- 注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

別記様式第10号 工程表  
(様式省略)

- 注 1 業務内容により、日別の工程を要する場合は、日別に作成する。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判横とする。

別記様式第11号 業務完了報告書  
(様式省略)

注 1 別紙成果品目録を添付する。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

別記様式第12号 監督員通知書  
(様式省略)

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

別記様式第13号 総括打合せ記録  
(様式省略)

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

打合せ内容

注 1 総括打合せ項目としては、一般的に次のものを行う。

(1) 施行計画

工程表に基づき、発注者と受注者の日程調整、土地等の占有者及び立会人に対する立会依頼日時の調整等

(2) 地元情勢

発注者において把握している調査区域に関する諸情報と対応策及び留意すべき事項

(3) 指示・承諾事項

用地調査等共通仕様書及び特記仕様書で定められた指示事項等で、総括打合せの際にあらかじめまとめられるものを処理しておく。

(4) その他

指示・承諾事項以外の注意、指摘等を行う。

2 中間打合せ及び最終打合せについても、総括打合せ記録に準じて記録するものとする。

3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

別記様式第14号 業務延期願  
(様式省略)

注 1 別紙成果品目録を添付する。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判縦とする。

別記様式第12号 監督員通知書  
(様式省略)

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判縦とする。

別記様式第13号 総括打合せ記録  
(様式省略)

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判縦とする。

打合せ内容

注 1 総括打合せ項目としては、一般的に次のものを行う。

(1) 施行計画

工程表に基づき、発注者と受注者の日程調整、土地等の占有者及び立会人に対する立会依頼日時の調整等

(2) 地元情勢

発注者において把握している調査区域に関する諸情報と対応策及び留意すべき事項

(3) 指示・承諾事項

用地調査等共通仕様書及び特記仕様書で定められた指示事項等で、総括打合せの際にあらかじめまとめられるものを処理しておく。

(4) その他

指示・承諾事項以外の注意、指摘等を行う。

2 中間打合せ及び最終打合せについても、総括打合せ記録に準じて記録するものとする。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判縦とする。

別記様式第14号 業務延期願  
(様式省略)

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

別記 2

## 成果物一覧表

分類	業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備考
(略)					
第 6 章 別記 9 関係	立竹木の調査・積算	66-1	立竹木調査表	A-4	立竹木要領(1) 第5条
		66-2	収穫樹(園栽培)管理程度補正表	〃	立竹木要領(1) 第10条
		66-3	<u>管理程度補正判定表</u>	〃	
		67	立竹木補償金算定表	〃	
第 6 章 別記 10 関係	墳墓の調査・積算		墳墓配置図	A-4	改葬及び祭し料要領第5条 本規格により難しい場合は、適宜の大きさとする。
		(68-1)	墓地管理者調査表	〃	改葬及び祭し料要領第4条
		(68-2)	墓地使用(祭 <del>し</del> )者調査表	〃	〃
		68-3	墓碑類調査表	〃	カロート等で標準書が適用できないものについては、移転費等

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判縦とする。

別記 2

## 成果物一覧表

分類	業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備考
(略)					
第 6 章 別記 9 関係	立竹木の調査・積算	66- <u>  </u>	立竹木調査表	A-4	立竹木要領(1) 第5条
		66- <u>1</u>	収穫樹(園栽培)管理程度補正表	〃	立竹木要領(1) 第10条
		66- <u>2</u>	<u>用材林取得補償額付属明細書</u>	〃	
		67	立竹木補償金算定表	〃	
第 6 章 別記 10 関係	墳墓の調査・積算		墳墓配置図	A-4	改葬及び祭し料要領第5条 本規格により難しい場合は、適宜の大きさとする。
		(68-1)	墓地管理者調査表	〃	改葬及び祭し料要領第4条
		(68-2)	墓地使用(祭 <del>し</del> )者調査表	〃	〃
		68-3	墓碑類調査表	〃	カロート等で標準書が適用できないものについては、移転費等

					の積算に必要な 図面の作成を要 する。
		69-1	改葬補償金算定書		
		69-2	改葬料算定表	〃	改葬及び祭し料 要領第7条、8条
		69-3	祭し料算定書		
(略)					
第 7 章 ・ 別 記 12 関 係	居住者等に関する 調査・積算	87	居住者調査表（自家・家主用）	A-4	
		88-1	同上 （借家人・借間人用）	〃	
		88-2	家賃調査表	〃	家賃減収補償金 調査算定要領第 3条
		89-1 89-2	仮住居 補償金調査算定書	〃	仮住居等に要す る費用に関する 調査算定要領第 4条
		89-3	仮倉庫補償金調査算定書	〃	〃
		〃	〃		〃
		〃	〃		〃
		90	家賃減収補償金算定書	〃	家賃減収補償金 調査算定要領第 3条
		91-1	借家人補償金調査算定書	〃	借家人補償調査 算定要領第4条
		92-1	移転雑費補償金算定書	〃	移転雑費算定要 領第3条
		〃	〃		〃
		〃	〃		〃
		〃	〃		〃

					の積算に必要な 図面の作成を要 する。
		—	—		
		69	改葬料算定表	〃	改葬及び祭し料 要領第7条、8条
		69-2	祭し料算定表		
(略)					
第 7 章 ・ 別 記 12 関 係	居住者等に関する 調査・積算	87	居住者調査表（自家・家主用）	A-4	
		88-1	同上 （借家人・借間人用）	〃	
		88-2	家賃調査表	〃	家賃減収補償金 調査算定要領第 3条
		89 〃	仮住居等補償金 算定表	〃	仮住居等に要す る費用に関する 調査算定要領第 4条
		〃	〃		〃
		〃	仮住居等賃借料算出表		〃
		〃	動産保管料等算出表		〃
		90	家賃減収補償金算定表	〃	家賃減収補償金 調査算定要領第 3条
		91 〃	借家人補償金 算定表	〃	借家人補償調査 算定要領第4条
		92 〃	移転雑費補償金算定表	〃	移転雑費算定要 領第3条
		〃	移転先選定費算出表		〃
		〃	法令上の手続費算出表	A-4	移転雑費算定要 領第3条
		〃	建築物確認申請手数料計算表		〃

		〃	_____		—
		〃	_____		—
		〃	_____		—
		〃	_____		—
		〃	_____		—
		〃	_____		—
		92-2	建築物確認申請手数料計算表		〃
		92-3	設計、工事監理等業務報酬額計算表		〃
		92-4	就業不能補償日数内訳表		〃
	動産に関する調査・積算	93-1	動産調査表	A-4	
		93-2	動産台数集計表	〃	
		94	動産移転料算出書	〃	
(略)					
第12章関係	補償説明	103	補償説明記録簿	A-4	
			説明用資料	A-4 又は A-3	
(略)					

別記6別添一

## 木造建物調査積算要領

第1章～第3章 (省略)

別添1

		〃	建築物の設計監理費計算表		〃
		〃	建物の登記費用計算表		〃
		〃	土地に関する登記費用計算表		〃
		〃	権原の抹消登記費用計算表		〃
		〃	転居通知費、移転旅費、その他の雑費算出表		〃
		〃	就業不能補償額算出表		〃
			_____		—
			_____		—
			_____		—
	動産に関する調査・積算	93	動産調査表	A-4	
		93-2	_____	—	
		94	動産移転料算出書	〃	
(略)					
第12章関係	補償説明	103	補償説明記録簿	A-4	
			_____	_____	—
(略)					

別記6別添一

## 木造建物調査積算要領

第1章～第3章 (省略)

別添1

## 木造建物図面作成基準

第1 (省略)

(用紙及び図面)

第2 図面の大きさは、原則として、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第1条により制定された日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）A列3番横とする。

2 配置図は様式第48号により、平面図、立面図及びその他の図面は様式第49号により作成する。

第3～第6 (省略)

(図面表示記号)

第7 図面に表示する記号は、原則として、日本産業規格の図記号を用いる。

別記6別添二

## 非木造建物調査積算要領

第1章～第3章 (省略)

別添1

## 非木造建物図面作成基準

1～3 (省略)

(用紙及び図面)

4 作成する図面の用紙及び規格等は次による。

(1) 図面の大きさは、原則として、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第1条により制定された日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）A列2判横とし、中2つ折りにして製本するものとする。

(2)～(4)、5～11 (省略)

## 木造建物図面作成基準

第1 (省略)

(用紙及び図面)

第2 図面の大きさは、原則として、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第1条により制定された日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）A列3番横とする。

2 配置図は様式第48号により、平面図、立面図及びその他の図面は様式第49号により作成する。

第3～第6 (省略)

(図面表示記号)

第7 図面に表示する記号は、原則として、日本工業規格の図記号を用いる。

別記6別添二

## 非木造建物調査積算要領

第1章～第3章 (省略)

別添1

## 非木造建物図面作成基準

1～3 (省略)

(用紙及び図面)

4 作成する図面の用紙及び規格等は次による。

(1) 図面の大きさは、原則として、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第1条により制定された日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）A列2判横とし、中2つ折りにして製本するものとする。

(2)～(4)、5～11 (省略)

(記号、略号等)

12 図面に記載する記号は、原則として、日本産業規格の図記号を用いる。

別記 7-1

## 機械設備調査算定要領

第1章～第4章 (省略)

別添 1

## 機械設備図面作成基準

第1～第2 (省略)

(用紙)

第3 図面の大きさは、原則として、日本産業規格A列3番横とする。

第4～第6 (省略)

(図面表示記号)

第7 図面に表示する記号は、原則として、産業標準化法(昭和24年法律第185号)第11条により制定された日本産業規格(JIS)の図記号を用いる。

第8～第10及び別表 (省略)

別添 2

## 機械設備工事費算定基準

第1～第3 (省略)

(記号、略号等)

12 図面に記載する記号は、原則として、日本工業規格の図記号を用いる。

別記 7-1

## 機械設備調査算定要領

第1章～第4章 (省略)

別添 1

## 機械設備図面作成基準

第1～第2 (省略)

(用紙)

第3 図面の大きさは、原則として、日本工業規格A列3番横とする。

第4～第6 (省略)

(図面表示記号)

第7 図面に表示する記号は、原則として、工業標準化法(昭和24年法律第185号)第11条により制定された日本工業規格(JIS)の図記号を用いる。

第8～第10及び別表 (省略)

別添 2

## 機械設備工事費算定基準

第1～第3 (省略)



(工数歩掛)

第4 本基準に定めのない工数歩掛等は、次の優先順位により採用するものとする。

- 一 公共建築工事積算基準 ((一財)建築コスト管理システム研究所発行)
- 二 建設工事標準歩掛 ((一財)建設物価調査会発行)
- 三 工事歩掛要覧 ((一財)経済調査会発行)
- 四 下水道用設計標準歩掛表 ((公社)日本下水道協会発行)
- 五 これらと同等であると認められる公刊物に掲載されている工数歩掛等
- 六 専門メーカー等から見積を徴するなど、その他適切な方法

第5以下 (省略)

様式第2号 機械設備算定内訳書 (総括表)

(様式省略)

消費税等相当額  $G \times \text{税率} = (H)$

別記 7-2

## 工作物調査算定要領

第1条～第4条 (省略)

(図面)

第5条 作成する図面の種類は、次のとおりとする。

- (1) 工作物配置図
- (2) 工作物の詳細図
- (3) 写真撮影の方向図

2 工作物の図面は、原則として、次により作成するものとする。

- (1) 図面は、工作物の所有者ごとに作成する。
- (2) 図面の大きさは、原則として、産業標準化法 (昭和 24 年法律第 185 号) 第

(工数歩掛)

第4 本基準に定めのない工数歩掛等は、次の優先順位により採用するものとする。

- 一 公共建築工事積算基準 ((一財)建築コスト管理システム研究所発行)
- 二 建設工事標準歩掛 ((一財)建設物価調査会発行)
- 三 工事歩掛要覧 ((一財)経済調査会発行)
- 四 下水道工事積算基準 ((一財)下水道新技術推進機構発行)
- 五 これらと同等であると認められる公刊物に掲載されている工数歩掛等
- 六 専門メーカー等から見積を徴するなど、その他適切な方法

第5以下 (省略)

様式第2号 機械設備算定内訳書 (総括表)

(様式省略)

消費税等相当額  $G \times 8\% = (H)$

別記 7-2

## 工作物調査算定要領

第1条～第4条 (省略)

(図面)

第5条 作成する図面の種類は、次のとおりとする。

- (1) 工作物配置図
- (2) 工作物の詳細図
- (3) 写真撮影の方向図

2 工作物の図面は、原則として、次により作成するものとする。

- (1) 図面は、工作物の所有者ごとに作成する。
- (2) 図面の大きさは、原則として、工業標準化法 (昭和 24 年法律第 185 号) 第

11条により制定された日本産業規格（以下「J I S」という。）A列3番横とする。

- (3) 図面は、原則として、上方が北の方位となるように配置する。
- (4) 図面に表示する記号は、原則として、J I Sの図記号による。
- (5) 図面等に表示する数値及び面積計算は、仕様書第43条による。
- (6) 配置図は、工作物の種類又は名称ごとに番号を表示する。
- (7) 詳細図は、必要に応じて作成し、構造、外形寸法（幅×奥行き×高さ）等を記載する。
- (8) 写真撮影方向図は、工作物配置図等を基に、撮影の位置、方向及び写真番号を記入する。
- (9) その他算定に必要な図面は、適宜作成する。

3 次の各号に掲げる各図面の縮尺は、原則として、当該各号に定める縮尺によるものとし、各図面に該当縮尺を記入する。ただし、これにより難しい場合は、この限りでない。

- (1) 工作物配置図 100分の1又は200分の1
- (2) 工作物の詳細図 50分の1又は100分の1
- (3) 写真撮影方向図 100分の1又は200分の1

別記 7-3

## 附帯工作物調査算定要領

第1条～第5条 (省略)

(図面)

第6条 作成する図面の種類は、次のとおりとする。

- (1) 附帯工作物配置図
- (2) 附帯工作物の詳細図
- (3) 写真撮影方向図

2 附帯工作物の図面は、原則として、次により作成するものとする。

- (1) 図面は、附帯工作物の所有者ごとに作成する。
- (2) 図面の大きさは、原則として、日本産業規格A列3番横とする。

11条により制定された日本工業規格（以下「J I S」という。）A列3番横とする。

- (3) 図面は、原則として、上方が北の方位となるように配置する。
- (4) 図面に表示する記号は、原則として、J I Sの図記号による。
- (5) 図面等に表示する数値及び面積計算は、仕様書第42条による。
- (6) 配置図は、工作物の種類又は名称ごとに番号を表示する。
- (7) 詳細図は、必要に応じて作成し、構造、外形寸法（幅×奥行き×高さ）等を記載する。
- (8) 写真撮影方向図は、工作物配置図等を基に、撮影の位置、方向及び写真番号を記入する。
- (9) その他算定に必要な図面は、適宜作成する。

3 次の各号に掲げる各図面の縮尺は、原則として、当該各号に定める縮尺によるものとし、各図面に該当縮尺を記入する。ただし、これにより難しい場合は、この限りでない。

- (1) 工作物配置図 100分の1又は200分の1
- (2) 工作物の詳細図 50分の1又は100分の1
- (3) 写真撮影方向図 100分の1又は200分の1

別記 7-3

## 附帯工作物調査算定要領

第1条～第5条 (省略)

(図面)

第6条 作成する図面の種類は、次のとおりとする。

- (1) 附帯工作物配置図
- (2) 附帯工作物の詳細図
- (3) 写真撮影方向図

2 附帯工作物の図面は、原則として、次により作成するものとする。

- (1) 図面は、附帯工作物の所有者ごとに作成する。
- (2) 図面の大きさは、原則として、日本工業規格A列3番横とする。

- (3) 図面は、原則として、上方が北の方位となるように配置する。
- (4) 図面に表示する記号は、原則として、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条により制定された日本産業規格（JIS）の図記号による。
- (5) 図面等に表示する数値及び面積計算は、仕様書第42条による。
- (6) 配置図は、附帯工作物の種類又は名称ごとに番号を表示する。
- (7) 詳細図は、必要に応じて作成し、構造、外形寸法（幅×奥行き×高さ）等を記載する。
- (8) 写真撮影方向図は、附帯工作物配置図等を基に、撮影の位置、方向及び写真番号を記入する。
- (9) その他算定に必要となる図面は、適宜作成する。
- 3 次の各号に掲げる各図面の縮尺は、原則として、当該各号に定める縮尺によるものとし、各図面に該当縮尺を記入する。
- ただし、これにより難い場合は、この限りでない。
- (1) 附帯工作物配置図 100分の1又は200分の1
- (2) 各附帯工作物の詳細図 50分の1又は100分の1
- (3) 写真撮影方向図 100分の1又は200分の1

別記8

## 石綿調査算定要領

第1条 (省略)

(用語の定義)

第2条 この要領において「対象石綿」とは、「建築物解体工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）に定める「石綿含有吹付け材」、「石綿含有保温材等」及び「石綿含有成形板」をいう。

第3条 (省略)

- (3) 図面は、原則として、上方が北の方位となるように配置する。
- (4) 図面に表示する記号は、原則として、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条により制定された日本工業規格（JIS）の図記号による。
- (5) 図面等に表示する数値及び面積計算は、仕様書第42条による。
- (6) 配置図は、附帯工作物の種類又は名称ごとに番号を表示する。
- (7) 詳細図は、必要に応じて作成し、構造、外形寸法（幅×奥行き×高さ）等を記載する。
- (8) 写真撮影方向図は、附帯工作物配置図等を基に、撮影の位置、方向及び写真番号を記入する。
- (9) その他算定に必要となる図面は、適宜作成する。
- 3 次の各号に掲げる各図面の縮尺は、原則として、当該各号に定める縮尺によるものとし、各図面に該当縮尺を記入する。
- ただし、これにより難い場合は、この限りでない。
- (1) 附帯工作物配置図 100分の1又は200分の1
- (2) 各附帯工作物の詳細図 50分の1又は100分の1
- (3) 写真撮影方向図 100分の1又は200分の1

別記8

## 石綿調査算定要領

第1条 (省略)

(用語の定義)

第2条 この要領において「対象石綿」とは、「建築物解体工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）に定める「アスベスト含有吹付け材」、「アスベスト含有保温材等」及び「アスベスト含有成形板」をいう。

第3条 (省略)

(石綿調査)

第4条 石綿調査は、現地における調査を基本とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により、調査を行うものとする。ただし、石綿の製造・使用等が禁止された平成18年9月以降に着工した建物等を除く。

- (1) 石綿含有吹付け材及び石綿含有保温材等  
イ及びロ (省略)
- (2) 石綿含有成形板  
イ～ハ (省略)  
ニ みなし含有とする場合は、建築物石綿含有建材調査者及びアスベスト診断士等の専門家の意見を参考とし、調査可能な範囲をもって対象石綿の種類及び施工範囲を決定するものとする。
- (3) 前項の調査の結果、対象石綿の使用が確認された場合(みなし含有とした場合を含む。)には、対象石綿の施工状況が把握できる写真を撮影するものとする。

(調査表)

第5条 対象石綿の調査表は、前条の調査結果に基づき、様式第1の石綿調査表より作成し、次の各号に掲げる項目につき、それぞれ当該各号に定める事項を記載するものとする。

- (1) 調査年月日 調査を実施した年月日
- (2) 調査者 調査を実施した担当者の氏名
- (3) 建物等の所在地 調査した建物等の所在地
- (4) 建物等の所有者住所 建物等の所有者の住所又は主たる事務所の所在地
- (5) 建物等の所有者氏名 建物等の所有者の氏名又は名称
- (6) 建物等の番号 所有者ごとに整理した番号
- (7) 建物の構造・用途・面積 建物の構造、用途及び面積
- (8) 建物等の建築等時期の調査 建物等の建築等時期
- (9) 調査方法及び石綿含有建材の名称 調査方法、使用を確認した石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等の名称、調査した石綿含有成形板(仕上げ材等)の名称、分析調査の有無及び判断理由
- (10) 分析調査 分析調査結果(専門機関の報告書を含む。)
- (11) 最終判定 対象石綿の使用の有無及び判定理由
- (12) 備考 判定根拠に関する事項及びその他参考事項

(石綿調査)

第4条 石綿調査は、現地における調査を基本とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により、調査を行うものとする。 \_\_\_\_\_

- (1) 石綿含有吹付け材及び石綿含有保温材等  
イ及びロ (省略)
- (2) 石綿含有成形板  
イ～ハ (省略)  
ニ みなし含有とする場合は、 \_\_\_\_\_ アスベスト診断士等の専門家の意見を参考とし、調査可能な範囲をもって対象石綿の種類及び施工範囲を決定するものとする。
- (3) 前項の調査の結果、対象石綿の使用が確認された場合(みなし含有とした場合を含む。)には、対象石綿の施工状況が把握できる写真を撮影するものとする。

(調査表)

第5条 対象石綿の調査表は、前条の調査結果に基づき、様式第1の石綿調査表より作成し、次の各号に掲げる項目につき、それぞれ当該各号に定める事項を記載するものとする。

- (1) 所在地 調査した建物等の所在地
- (2) 調査年月日 調査を実施した年月日
- (3) 調査者 調査を実施した担当者の氏名
- (4) 整理番号 所有者ごとの番号
- (5) \_\_\_\_\_所有者氏名 建物等の所有者の氏名又は名称
- (6) 所有者住所 建物等の所有者の住所又は主たる事務所の所在地
- (7) 建物等の仕上材等の調査結果 調査した仕上材等の名称、調査方法
- (8) 検体の分析結果 検体の分析結果(専門機関の報告書を含む。)
- (9) 最終判定 対象石綿の使用の有無  
\_\_\_\_\_
- (10) 備考 判定根拠に関する事項及びその他参考事項  
\_\_\_\_\_

第6条～第7条及び第8条1～5 一 (省略)

二 石綿含有成形板が使用されている場合

イ 石綿の除去費用

ロ 石綿廃材の運搬費用

ハ 石綿廃材の処分費用

ニ 諸経費等

ホ 前号イからハのうち、記載が必要な費用

別記 9-1

## 立竹木調査算定要領 (1)

第1条～第5条及び第6条1 (省略)

2 立竹木の図面は、原則として、次の各号により作成するものとする。

一 図面は、立竹木の所有者ごとに作成し、地番及び土地の取得等の計画線を赤色の実線で記入する。

二 図面の大きさは、原則として、日本産業規格A列3番横とする。

三 図面は、原則として、上方が北の方位となるように配置する。

四 写真撮影方向図は、立竹木配置図等を基に、撮影の位置、方向及び写真番号を記入する。

五 標準地調査を行った場合は、図面に、標準地の位置及び面積並びに樹木数量等を決定した範囲及び面積を記載する。

六 その他算定に必要となる図面は、適宜作成する。

以下 (省略)

別記 9-2

## 立竹木調査算定要領 (2)

第6条～第7条及び第8条1～5 一 (省略)

二 石綿含有成形板が使用されている場合

イ 石綿の除去費用

ロ 石綿廃材の運搬費用

ハ 石綿廃材の処分費用

ニ 諸経費等

ホ     イからハのうち、記載が必要な項目

別記 9-1

## 立竹木調査算定要領 (1)

第1条～第5条及び第6条1 (省略)

2 立竹木の図面は、原則として、次の各号により作成するものとする。

一 図面は、立竹木の所有者ごとに作成し、地番及び土地の取得等の計画線を赤色の実線で記入する。

二 図面の大きさは、原則として、日本工業規格A列3番横とする。

三 図面は、原則として、上方が北の方位となるように配置する。

四 写真撮影方向図は、立竹木配置図等を基に、撮影の位置、方向及び写真番号を記入する。

五 標準地調査を行った場合は、図面に、標準地の位置及び面積並びに樹木数量等を決定した範囲及び面積を記載する。

六 その他算定に必要となる図面は、適宜作成する。

以下 (省略)

別記 9-2

## 立竹木調査算定要領 (2)

第1条 用材林又は収穫樹の調査は、立竹木要領（1）第3条により行うほか、次の各号によるものとする。

一 用材林

（1）立竹木要領（1）第3条第2号（3）の調査に基づく用材林の管理程度の判断は、下刈り、枝打ち等の状況及び標準書の管理程度補正率表を基とした1畝当たりの植栽本数からの判断によるものとし、次表の定めるところによる。

判定基準		下刈り、枝打ち等の状況	
		良	否
標準書の管理程度補正率表を基とした1畝当たりの植栽本数からの判断	100%	適正	適正
	100%未満	適正	未管理

管理程度の判断にあたっては、管理程度補正判定表（様式第66-3号）を作成するものとする。

（2）及び二 （省略）

（補償額の算定）

第2条 補償額の算定は、立竹木要領（1）第10条により行うほか、次の各号によるものとし、立竹木補償金算定表（様式第67号）を作成するものとする。

一 立竹木補償金算定表は、立竹木調査の成果に基づき、関係人ごとに取得等用地、残地の別に標準書記載の順序に従って整理記入すること。この場合において、種別及び樹種等が同一のため同じ単価の立竹木については、まとめて記入する。

二 移転義務の有無は、立竹木調査表に基づき取得等用地にあるものについては有とし、残地にある立竹木については無とすること。

三 分類は、高木、株物、玉物、生垣、特殊樹、利用樹、風致木、地被類、芝類、ツル性類、用材林、果樹、特用樹及び竹林の別を記載する。ただし、風致木については、高木、株物等の種別、収穫樹については、園栽培又は散在樹も併記する。

四 樹種は、立竹木調査表に基づき適用される標準書記載の樹種を記入する。この場合において、調査して樹種名と標準書の樹種名が異なるときは、摘要欄に

第1条 用材林又は収穫樹の調査は、立竹木要領（1）第3条により行うほか、次の各号によるものとする。

一 用材林

（1）立竹木要領（1）第3条第2号（3）の調査に基づく用材林の管理程度の判断は、下刈り、枝打ち等の状況及び標準書の管理程度補正率表を基とした1畝当たりの植栽本数からの判断によるものとし、次表の定めるところによる。

判定基準		下刈り、枝打ち等の状況	
		良	否
標準書の管理程度補正率表を基とした1畝当たりの植栽本数からの判断	100%	適正	適正
	100%未満	適正	未管理

（2）及び二 （省略）

（補償額の算定）

第2条 補償額の算定は、立竹木要領（1）第10条により行うほか、次の各号によるものとし、立竹木補償金算定表（様式第67号）を作成するものとする。

一 立竹木補償金算定表は、立竹木調査の成果に基づき、関係人ごとに取得等用地、残地の別に標準書記載の順序に従って整理記入すること。この場合において、種別及び樹種等が同一のため同じ単価の立竹木については、まとめて記入する。

二 移転義務の有無は、立竹木調査表に基づき取得等用地にあるものについては有とし、残地にある立竹木については無とすること。

三 種別は、高木、株物、玉物、生垣、特殊樹、利用樹、風致木、地被類、芝類、ツル性類、用材林、果樹、特用樹及び竹林の別とする。

四 樹種は、立竹木調査表に基づき適用される標準書記載の樹種を記入する。この場合において、調査して樹種名と標準書の樹種名が異なるときは、摘要欄に

調査した樹種名を記入する。

五 規格又は樹齢は、立竹木調査表に基づき適用される標準書単価に係る規格又は樹齢を記入する。

六 構外・構内・移植・伐採・取得の区分は、庭木  
等 等については、構外 、 構内 又は伐採 の別を、収穫樹  
については、移植又は伐採の別を、用材林、薪炭林及び竹林については、取得  
または伐採の別を記入する。

七 庭木等の仮植されたもの及び苗木を育成中のもの等、標準書の単価によることが適当でないと認められるものについては、監督職員の指示により見積書を作成又はこれを徴したうえ、立竹木補償金算出表に添付する。

八 庭木等であって、標準書に単価の設定された規格をこえるものについては、監督員の指示により当該立木の樹価について見積書を作成又は徴したうえ、標準書に準じて補償額を算出し、その資料を立竹木補償金算定表に添付する。

九 庭木等について監督職員から伐採補償単価を適用する旨の指示があった場合は、摘要欄に「伐採」と記入すること。

十 用材林、薪炭林、雑木及び竹林について監督員から取得補償単価を適用する旨の指示があった場合は、伐採補償とは別に立竹木補償金算定表を作成する。  
この場合において、移転義務の有無は、「無」と記入する。

十一 用材林の取得補償単価を適用する場合において、標準書の単価によることが適当でないと認められるものについては、監督職員の指示により別途補償額を算出し、その資料を立竹木補償金算定表に添付する。

十二 適正な管理が行われていない用材林の人工林に取得補償を適用する場合は、管理程度補正判定表（様式第 66-3）を作成し、立竹木補償金算定表に添付する。

なお、管理程度補正率は標準書によるものとし、管理程度補正率を乗じて算定した補償額は、標準書の未管理立木補償上限表の当該立木の林齢における補償額を上限とする。

十三 収穫樹において、管理程度補正率による補正を行う場合には、収穫樹（園栽培）管理程度補正表（様式第 66-2号）を作成し、立竹木補償金算定表に添付する。

調査した樹種名を記入する。

五 規格又は樹齢は、立竹木調査表に基づき適用される標準書単価に係る規格又は樹齢を記入する。

六 高木、株物、玉物、風致木、生垣、特  
殊樹、地被類等については、構外 移転、構内 移転又は伐採補償の別を \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 記入する。

七 庭木等の仮植されたもの及び苗木を育成中のもの等、標準書の単価によることが適当でないと認められるものについては、監督職員の指示により見積書を作成又はこれを徴したうえ、立竹木補償金算出表に添付する。

八 庭木等であって、標準書に単価の設定された規格をこえるものについては、監督員の指示により当該立木の樹価について見積書を作成又は徴したうえ、標準書に準じて補償額を算出し、その資料を立竹木補償金算定表に添付する。

九 庭木等について監督職員から伐採補償単価を適用する旨の指示があった場合は、摘要欄に「伐採」と記入すること。

十 用材林、薪炭林、雑木及び竹林について監督員から取得補償単価を適用する旨の指示があった場合は、伐採補償とは別に立竹木補償金算定表を作成する。  
この場合において、移転義務の有無は、「無」と記入する。

十一 用材林の取得補償単価を適用する場合において、標準書の単価によることが適当でないと認められるものについては、監督職員の指示により別途補償額を算出し、その資料を立竹木補償金算定表に添付する。

十二 適正な管理が行われていない用材林の人工林に取得補償を適用する場合は、用材林取得補償額付属明細書（様式第 66-2 号）を作成し、立竹木補償金算定表に添付する。

なお、管理程度補正率は標準書によるものとし、管理程度補正率を乗じて算定した補償額は、標準書の未管理立木補償上限表の当該立木の林齢における補償額を上限とする。

十三 収穫樹において、管理程度補正率による補正を行う場合には、収穫樹（園栽培）管理程度補正表（様式第 66-1号）を作成し、立竹木補償金算定表に添付する。

## 改葬の補償及び祭し料調査算定要領

第1条～第4条 (省略)

(図面の作成)

第5条 作成する図面の種類は、次のとおりとする。

- 一 墳墓配置図
  - 二 墓碑類の詳細図（墓石等の姿図、カロートの断面図等、数量計算に必要なもの）
  - 三 写真撮影方向図
- 2 墳墓に関する図面は、原則として次により作成するものとする。
- 一 図面は、原則として墓地使用者（墳墓所有者）ごとに作成するものとし、共同墓地等において全体の区画を示す必要がある場合は、全体の墳墓配置図（区画図）を作成するものとする。
  - 二 図面の大きさは、原則として、日本産業規格 A 列三版横とする。
  - 三 図面は、原則として、上方が北の方位となるように配置するものとする。
  - 四 長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第二位（小数点以下第三位四捨五入）までとする。
  - 五 図面に表示する数値は、前号の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。
- 3 墳墓工作物は、附帯工作物要領に準じて、墳墓立竹木は、立竹木要領に準じてそれぞれ作成するものとする。

第6条～第8条 (省略)

別記 11

## 営業調査積算要領

第1条及び第2条 (1)、(2) (省略)

## 改葬の補償及び祭し料調査算定要領

第1条～第4条 (省略)

(図面の作成)

第5条 作成する図面の種類は、次のとおりとする。

- 一 墳墓配置図
  - 二 墓碑類の詳細図（墓石等の姿図、カロートの断面図等、数量計算に必要なもの）
  - 三 写真撮影方向図
- 2 墳墓に関する図面は、原則として次により作成するものとする。
- 一 図面は、原則として墓地使用者（墳墓所有者）ごとに作成するものとし、共同墓地等において全体の区画を示す必要がある場合は、全体の墳墓配置図（区画図）を作成するものとする。
  - 二 図面の大きさは、原則として、日本工業規格 A 列三版横とする。
  - 三 図面は、原則として、上方が北の方位となるように配置するものとする。
  - 四 長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第二位（小数点以下第三位四捨五入）までとする。
  - 五 図面に表示する数値は、前号の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。
- 3 墳墓工作物は、附帯工作物要領に準じて、墳墓立竹木は、立竹木要領に準じてそれぞれ作成するものとする。

第6条～第8条 (省略)

別記 11

## 営業調査積算要領

第1条及び第2条 (1)、(2) (省略)



(3) 製造業等

機械設備等の数量・種類・配置・規模、生産品の種類・数量・原価、一日の平均生産量、原材料の仕入先・仕入量、原材料、加工・製品・荷造・搬出等の生産工程、部門別従業員内訳、従業員及び機械配置・行動軌跡等について調査するものとする。

なお、必要に応じて次の事項についても調査するものとする。

① 公害対策施設に関する調査

当該工場の公害発生源の有無及び現存する公害対策に係る施設及び公害対策基本法等公害関係法規との関係で、移転することによる公害対策施設費の増分等についての調査

② JIS マーク表示許可、失効に伴う損失等に関する調査

当該工場で製造される商品に、産業標準法に基づく日本産業規格表示制度による JIS マーク表示許可の有無、工場の移転に伴う JIS マーク喪失の期間（移転後申請に必要な稼働期間又は申請から許可までに要する期間。）及び JIS マークを喪失することによる商品の値下がり等についての調査

なお、農林物資の規格化等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）に基づく日本農林規格による JAS マークの喪失についても同様とする。

③ 立上り損失に関する調査

製造工場が移転して新たな操業を開始した場合に、ロス製品がどの程度の比率で発生し、通常のロス率まで回復するにはどの程度の期間を必要とするか等についての調査

以下 (省略)

別記 12

## 居住者調査算定要領

(居住者調査)

第 1 条 受注者は、調査区域内の建物に居住する者について調査を行い、自家居住

(3) 製造業等

機械設備等の数量・種類・配置・規模、生産品の種類・数量・原価、一日の平均生産量、原材料の仕入先・仕入量、原材料、加工・製品・荷造・搬出等の生産工程、部門別従業員内訳、従業員及び機械配置・行動軌跡等について調査するものとする。

なお、必要に応じて次の事項についても調査するものとする。

① 公害対策施設に関する調査

当該工場の公害発生源の有無及び現存する公害対策に係る施設及び公害対策基本法等公害関係法規との関係で、移転することによる公害対策施設費の増分等についての調査

② JIS マーク表示許可、失効に伴う損失等に関する調査

当該工場で製造される商品に、工業標準法に基づく日本工業規格表示制度による JIS マーク表示許可の有無、工場の移転に伴う JIS マーク喪失の期間（移転後申請に必要な稼働期間又は申請から許可までに要する期間。）及び JIS マークを喪失することによる商品の値下がり等についての調査

なお、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）に基づく日本農林規格による JAS マークの喪失についても同様とする。

③ 立上り損失に関する調査

製造工場が移転して新たな操業を開始した場合に、ロス製品がどの程度の比率で発生し、通常のロス率まで回復するにはどの程度の期間を必要とするか等についての調査

以下 (省略)

別記 12

## 居住者調査算定要領

(居住者調査)

第 1 条 受注者は、調査区域内の建物に居住する者について調査を行い、自家居住

者又は貸家所有者については居住者調査表（様式第 87 号）を、借家人又は借間人については居住者調査表（様式第 88-1 号）を作成するものとする。また、配偶者居住権については、居住者調査表（様式第 87 号）に当該権利の有無の調査結果等を記載することとする。

なお、貸家及び借家又は借間については、居住を目的としない場合も居住者調査表を作成するものとし、貸家については、調査対象建物の各室毎に調査前 1 年間における家賃収入の調査等を家賃調査表（様式第 88-2 号）により行うものとする。

（仮住居等補償金の算定）

第 2 条 補償額の算定は、別記 14 仮住居等に要する費用に関する調査算定要領により行うほか、次の各号によるものとし、仮住居 補償金調査算定書（様式第 89-1 号 及び様式第 89-2 号）を作成するものとする。

- (1) 仮住居等補償金の算出は、調査区域内の建物に居住する者がいる場合、又は当該建物に一般動産がある場合で、監督員の指示によりその関係人ごとに算出すること。
- (2) 仕様書第 100 条により決定された移転工法が 2 案以上考えられる場合は、監督員の指示による工法とすること。
- (3) 仮住居等面積は、原則、建物調査の成果に基づくこと。
- (4) 1 平方メートル当たり標準家賃（月額）は、監督員の指示によること。
- (5) 現在家賃（月額）は、居住者調査に基づき借家人が支払っている額を計上すること。
- (6) 仮住居補償期間は、監督職員の指示による。
- (7) 仮住居建物の権利金等の一時金相当額の算出は、監督員の指示により行うこと。
- (8) 借家人又は借間人であって、当該人に関し第 5 条による借家人補償を行う場合には、本条は適用しないこと。

（動産保管料の算定）

第 3 条 別記 13-1 動産移転料調査算定要領（1）及び別記 13-2 動産移転料調査算定要領（2）により調査した動産のなかに、倉庫等に保管された一般動産で仮住居

者又は貸家所有者については居住者調査表（様式第 87 号）を、借家人又は借間人については居住者調査表（様式第 88-1 号）を作成するものとする。 \_\_\_\_\_

なお、貸家及び借家又は借間については、居住を目的としない場合も居住者調査表を作成するものとし、貸家については、調査対象建物の各室毎に調査前 1 年間における家賃収入の調査等を家賃調査表（様式第 88-2 号）により行うものとする。

（仮住居等補償金の算定）

第 2 条 補償額の算定は、別記 14 仮住居等に要する費用に関する調査算定要領により行うほか、次の各号によるものとし、仮住居等補償金 算定表（様式第 89-号 \_\_\_\_\_）を作成するものとする。

- (1) 仮住居等補償金の算出は、調査区域内の建物に居住する者がいる場合、又は当該建物に一般動産がある場合で、監督員の指示によりその関係人ごとに算出すること。
- (2) 仕様書第 100 条により決定された移転工法が 2 案以上考えられる場合は、監督員の指示による工法とすること。
- (3) 仮住居等面積は、原則、建物調査の成果に基づくこと。
- (4) 1 平方メートル当たり標準家賃（月額）は、監督員の指示によること。
- (5) 現在家賃（月額）は、居住者調査に基づき借家人が支払っている額を計上すること。
- (6) 仮住居補償期間は、監督職員の指示による。
- (7) 仮住居建物の権利金等の一時金相当額の算出は、監督員の指示により行うこと。
- (8) 借家人又は借間人であって、当該人に関し第 5 条による借家人補償を行う場合には、本条は適用しないこと。

（動産保管料の算定）

第 3 条 別記 13-1 動産移転料調査算定要領（1）及び別記 13-2 動産移転料調査算定要領（2）により調査した動産のなかに、倉庫等に保管された一般動産で仮住居

に保管することが適当でないものがあるときは、当該保管等に係る倉庫料等の見積書又は料金表等を関係業者から複数徴したうえ、仮倉庫補償金調査算定書（様式第 89-3 号）を作成するものとする。

（家賃減収補償金の算定）

第 4 条 補償額の算定は、移転を要する建物に借家人（借間人を含む。以下同じ。）が居住している場合で監督員が指示するときにおいて、別記 15 家賃減収補償金調査算定要領により行うほか、次の各号によるものとし、家賃減収補償金算定書（様式第 90 号）を作成するものとする。

- (1) 補償期間は、監督員の指示による。
- (2) 家賃は、当該建物の所有者に係る居住者調査の成果に基づく家賃とすること。

第 5 条 （省略）

（移転雑費補償金の算定）

第 6 条 補償額の算定は、別記 17 移転雑費算定要領により行うほか、次表によるものとし、移転雑費補償金算定書（様式第 92 号）を作成するものとする。

算定区分	算 定 方 法
(略)	(略)
補償項目	本条における補償項目は、移転先又は代替地の選定に要する費用、法令上の手続に要する費用、転居通知費・移転旅費、その他の雑費、就業できないことにより通常生ずる損失の補償額の 4 項目とし、各項目別にそれぞれ次による算出書（様式第 92 号）により算定する。

に保管することが適当でないものがあるときは、当該保管等に係る倉庫料等の見積書又は料金表等を関係業者から複数徴したうえ、動産保管料等算出表（様式第 89 号）を作成するものとする。

（家賃減収補償金の算定）

第 4 条 補償額の算定は、移転を要する建物に借家人（借間人を含む。以下同じ。）が居住している場合で監督員が指示するときにおいて、別記 15 家賃減収補償金調査算定要領により行うほか、次の各号によるものとし、家賃減収補償金算定表（様式第 90 号）を作成するものとする。

- (1) 使用種別は、住家・店舗等、当該建物の主たる利用目的を記入すること。
  - (2) 補償期間は、監督員の指示による。
- なお、前後の準備期間を加える場合は、監督員の指示によるものとする。
- (3) 家賃は、当該建物の所有者に係る居住者調査の成果に基づく家賃とすること。

第 5 条 （省略）

（移転雑費補償金の算定）

第 6 条 補償額の算定は、別記 17 移転雑費算定要領により行うほか、次表によるものとし、移転雑費補償金算定表（様式第 92 号）を作成するものとする。

算定区分	算 定 方 法
(略)	(略)
補償項目	本条における補償項目は、移転先又は代替地の選定に要する費用、法令上の手続に要する費用、転居通知費・移転旅費、その他の雑費、就業できないことにより通常生ずる損失の補償額の 4 項目とし、各項目別にそれぞれ次による算出表（様式第 92 号）により算定する。

- 1 移転先又は代替地の選定に要する費用  
移転先選定費算出表
- 2 法令上の手続に要する費用

	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
(略)	(略)
端数処理	算定の過程において生じる金額の端数については、円未満を切り捨てることとする。ただし、登録免許税の端数処理はその取り扱いによる。

別記 14

## 仮住居等に要する費用に関する調査算定要領

第1条 (省略)

(調査)

第2条 仮住居等に要する費用の算定にあたっては、世帯ごとに次の各号に定める事項について調査を行い、様式第1-1号又は様式第1-2号仮住居補償金調査算定書及び様式第2号仮倉庫補償金調査算定書に必要事項を記載するものとする。

- 一 居住者の氏名及び住所
- 二 居住者数
- 三 自家、借家、借間、配偶者居住権の別
- 四 住居面積、借家人の場合は、借家、借間面積及び使用の状況
- 五 その他必要と認める事項

第3条～第5条 (省略)

(仮住居等面積)

第6条 仮住居等面積は、次によるものとする。

- 一 建物所有者 及び配偶者居住権を有する者

	<p><u>法令上の手数料算出表</u></p> <p><u>3 転居通知費・移転旅費その他の雑費</u></p> <p><u>転居通知費・移転旅費その他の雑費算出表</u></p> <p><u>4 就業できないことにより通常生ずる損失の補償額</u></p> <p><u>就業不能補償額算出表</u></p>
(略)	(略)
端数処理	算定の過程において生じる金額の端数については、円未満を切り捨てることとし、各種別ごとの合計額については、100円未満を切り捨てる。

別記 14

## 仮住居等に要する費用に関する調査算定要領

第1条 (省略)

(調査)

第2条 仮住居等に要する費用の算定にあたっては、世帯ごとに次の各号に定める事項について調査を行い、様式第1-1号又は様式第1-2号仮住居補償金調査算定書及び様式第2号仮倉庫補償金調査算定書に必要事項を記載するものとする。

- 一 居住者の氏名及び住所
- 二 居住者数
- 三 自家、借家、借間 \_\_\_\_\_ の別
- 四 住居面積、借家人の場合は、借家、借間面積及び使用の状況
- 五 その他必要と認める事項

第3条～第5条 (省略)

(仮住居等面積)

第6条 仮住居等面積は、次によるものとする。

- 一 建物所有者 \_\_\_\_\_

住家における仮住居面積は、住居面積とし、住居面積とは原則として常時居住の用に供している部分の延べ面積とする。ただし、これにより難い場合は、仮住居の使用の実情に応じて面積を適正に補正することができるものとする。

倉庫等の非住家においては、個別に動産保管に必要な面積を認定するものとする。

## 二 借家人及び借間人

借家人及び借間人においては、原則として、従前の借家借間面積とするが、これにより難い場合は、仮住居の使用の実情に応じて面積を適正に補正することができるものとする。

第7条 (省略)

別記 15

# 家賃減収補償調査算定要領

第1条 (省略)

(調査)

第2条 家賃減収補償の算定にあたっては、建物ごとに次に掲げる事項について調査を行うものとする。

- 一 建物所有者等<sup>等</sup>の住所又は所在地及び氏名又は名称
- 二 建物所在地
- 三 賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間
- 四 従前の家賃に関する調査

家賃減収の対象となる建物の補償契約締結前一年間における各室ごとの家賃収入額を調査する。

なお、調査は賃貸借契約書等により行うものとし、可能な範囲でその写しを入手するものとする。

- 五 その他必要と認める事項

住家における仮住居面積は、住居面積とし、住居面積とは原則として常時居住の用に供している部分の延べ面積とする。ただし、これにより難い場合は、仮住居の使用の実情に応じて面積を適正に補正することができるものとする。

倉庫等の非住家においては、個別に動産保管に必要な面積を認定するものとする。

## 二 借家人及び借間人

借家人及び借間人においては、原則として、従前の借家借間面積とするが、これにより難い場合は、仮住居の使用の実情に応じて面積を適正に補正することができるものとする。

第7条 (省略)

別記 15

# 家賃減収補償調査算定要領

第1条 (省略)

(調査)

第2条 家賃減収補償の算定にあたっては、建物ごとに次に掲げる事項について調査を行うものとする。

- 一 建物所有者\_の住所又は所在地及び氏名又は名称
- 二 建物所在地
- 三 賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間
- 四 従前の家賃に関する調査

家賃減収の対象となる建物の補償契約締結前一年間における各室ごとの家賃収入額を調査する。

なお、調査は賃貸借契約書等により行うものとし、可能な範囲でその写しを入手するものとする。

- 五 その他必要と認める事項

(調査表)

第3条 前条の調査結果に基づき、様式第88号の2号家賃調査表に当該各号に定める事項を記載することにより作成するものとする。

- 一 調査者 調査を実施した担当者の氏名
- 二 調査年月日 調査を実施した年月日
- 三 建物所在地
- 四 建物所有者等の住所又は所在地及び氏名又は名称  
(法人を代表する者の住所及び氏名)
- 五 部屋番号
- 六 借家・借間人の氏名
- 七 借家・借間の別
- 八 入居開始日
- 九 各部屋ごと(貸家であれば各建物ごと)の家賃収入状況
- 十 特記事項 契約条件、契約期間、定期借家契約である場合の契約期間等、補償金算定上参考となる事項

第4条 (省略)

別記17

### 移転雑費算定要領

第1条～第3条 (省略)

別表1 (省略)

別表2 就業不能補償日数内訳表

1.建物等の所有者、借家人及び配偶者居住権を有する者の場合

(調査表)

第3条 前条の調査結果に基づき、様式第88号の2号家賃調査表に当該各号に定める事項を記載することにより作成するものとする。

- 一 調査者 調査を実施した担当者の氏名
- 二 調査年月日 調査を実施した年月日
- 三 建物所在地
- 四 建物所有者  の住所又は所在地及び氏名又は名称  
(法人を代表する者の住所及び氏名)
- 五 部屋番号
- 六 借家・借間人の氏名
- 七 借家・借間の別
- 八 入居開始日
- 九 各部屋ごと(貸家であれば各建物ごと)の家賃収入状況
- 十 特記事項 契約条件、契約期間、定期借家契約である場合の契約期間等、補償金算定上参考となる事項

第4条 (省略)

別記17

### 移転雑費算定要領

第1条～第3条 (省略)

別表1 (省略)

別表2 就業不能補償日数内訳表

1.建物等の所有者及び借家人\_\_\_\_\_の場合

表及び注 (1) ~ (4) (省略)

(5) 配偶者居住権を有する者は、借家人継続に準ずるものとする。

表及び注 (1) ~ (4) (省略)

---